

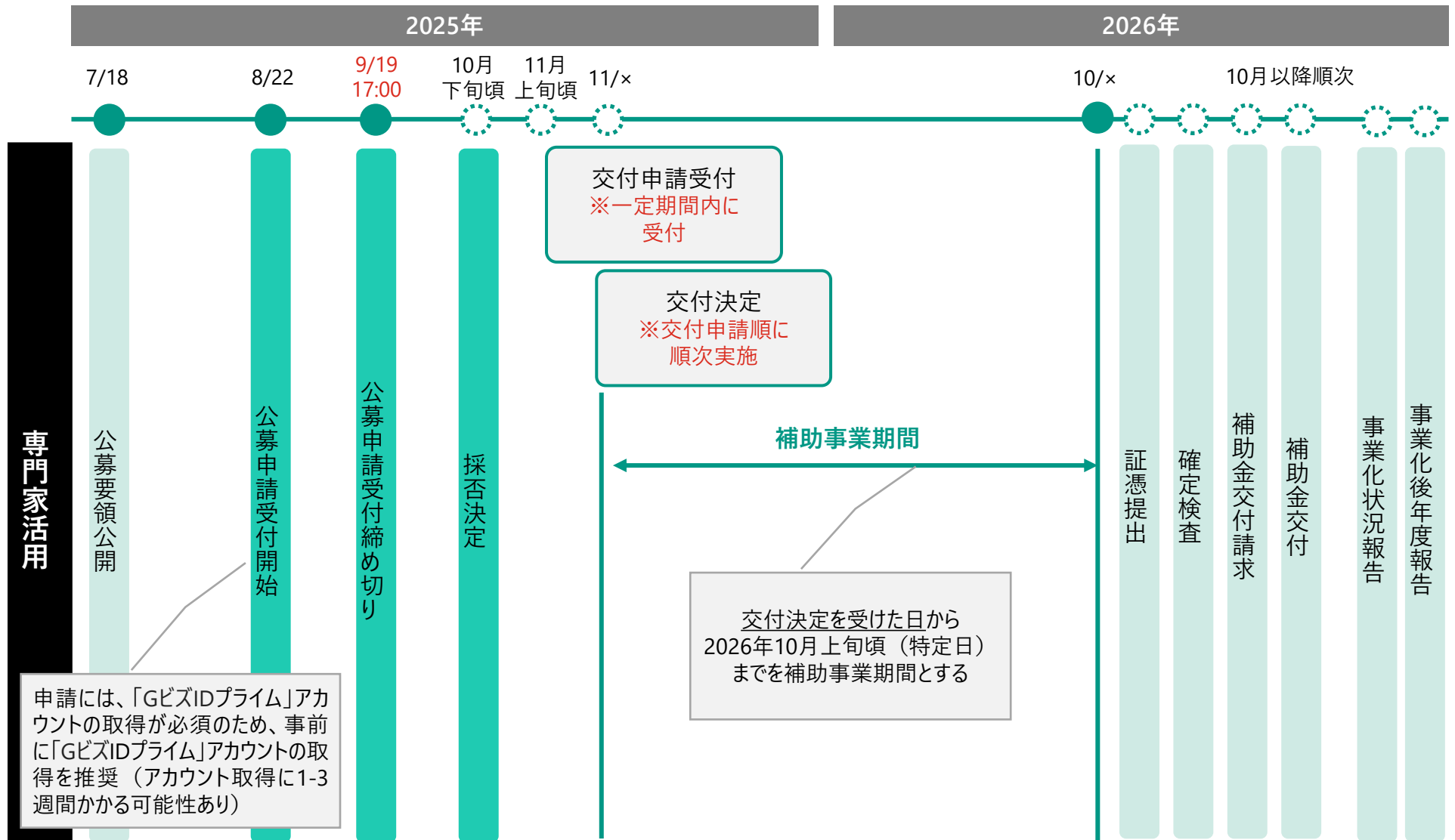
事業承継・ M&A補助金 【12次公募】 事業承継促進 公募説明会



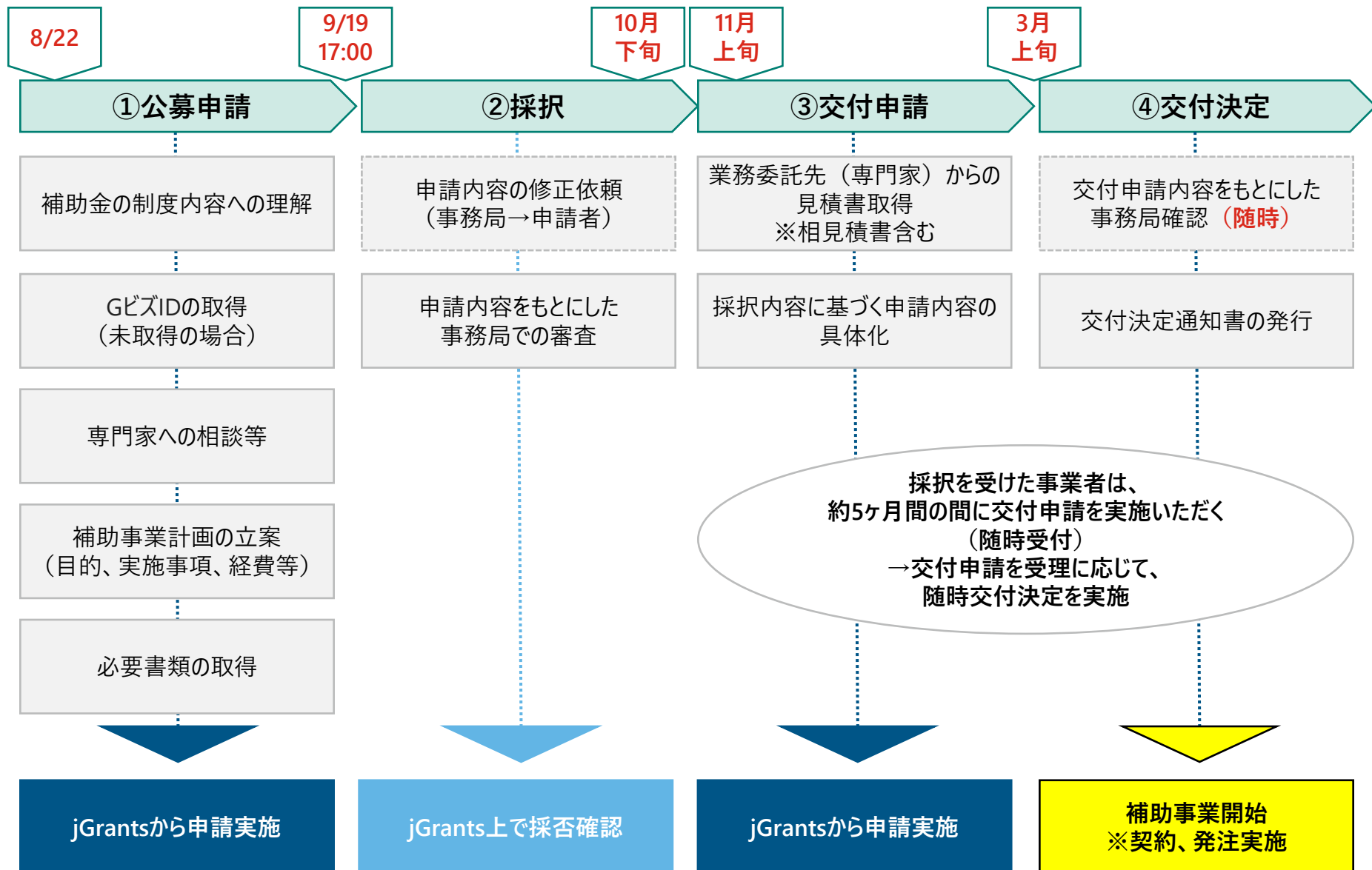
事業承継・M&A補助金【12次公募】の概要

事業承継・M&A補助金事務局

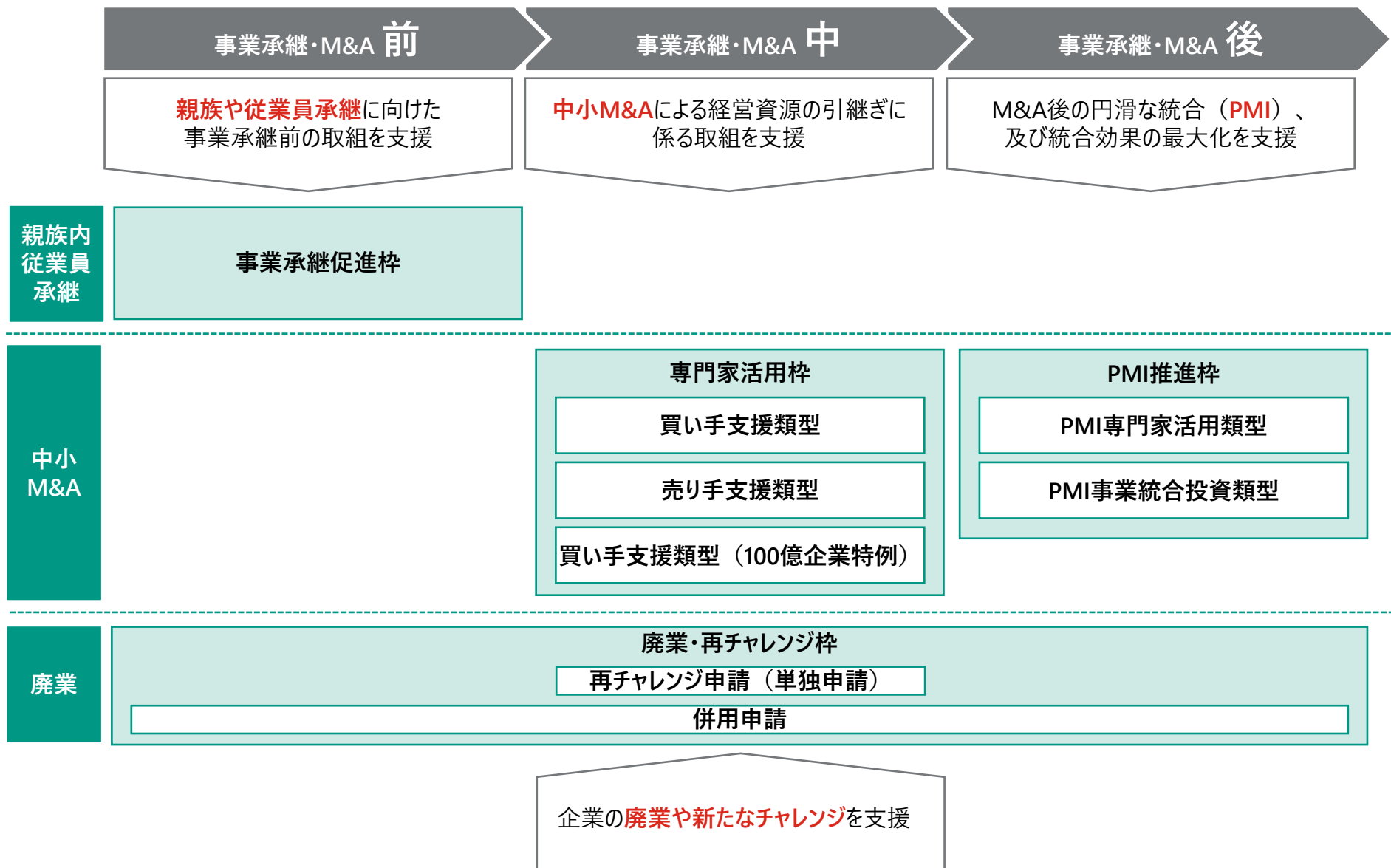
本補助金（12次公募）のスケジュール



12次公募の公募申請～交付決定のプロセス



事業承継・M&A補助金の各事業枠について



事業承継促進枠

補助事業の概要

事業承継促進枠は、親族内や従業員による承継を前提に、
承継予定者が中心となって設備投資等による生産性向上の取組を支援する事業枠となります

同一の法人
または事業
被承継者（現代表者）



事業承継

承継予定者
（親族や従業員等）



- ・ 中小企業者等である被承継者から、事業を引き継ぐ中小企業者等である承継予定者への**事業承継**（事業承継対象期間内）の実施
- ・ 承継予定者を中心とした、**生産性向上に資する取組**の実施

当補助事業に係る生産性向上とは

補助事業計画期間における
付加価値額※（又は従業員一人当たりの付加価値額）が
年平均成長率3%以上



※なお、付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをさします。

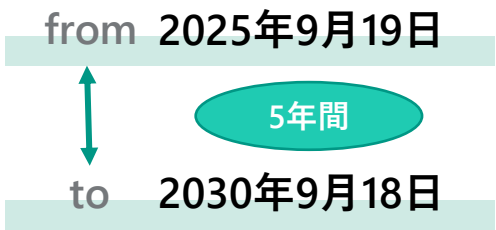
補助対象となる事業承継の要件（1/4）

事業承継には、期間や対象者に係る以下3点のポイントがあります

被承継者（現代表者） **Point 1 事業承継の対象期間**



以下の期間内に事業承継を実施する必要があります



Point 2 承継予定者の要件

以下のいずれかに該当することが必要です

承継予定者
(親族や従業員等)



- 対象会社の会社法上の役員として3年以上の経験を有する
- 対象会社・個人事業に継続して3年以上雇用され、業務に従事した経験を有する
- 会社法上の役員および、雇用され業務に従事した経験を通算3年以上
- 被承継者の親族であり、対象会社の代表の経験が無い

Point 3 経営権・所有権の承継

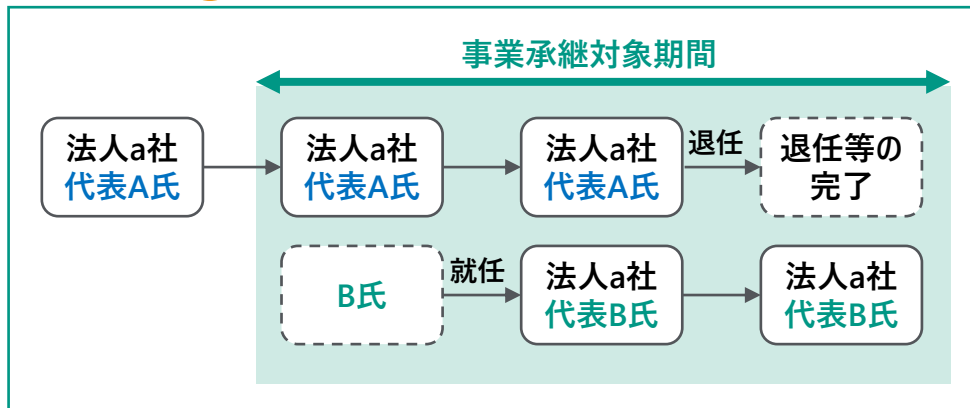
事業承継対象期間内に、経営権及び所有権の双方の承継を完了させる必要があります

	期間前	事業承継対象期間	期間後
OK 所有権の引継ぎは実施済みで、代表者交代を期間内に実施	所	経	
OK 代表者交代と所有権の引継ぎを期間内に実施		所 経	
NG 所有権の引継ぎは期間内に実施したが、代表者交代が期間外	経	所	
NG 代表者は期間内に交代したが、所有権の承継が期間後		経	所
NG 代表者は交代したが、所有権の承継をしていない		経	

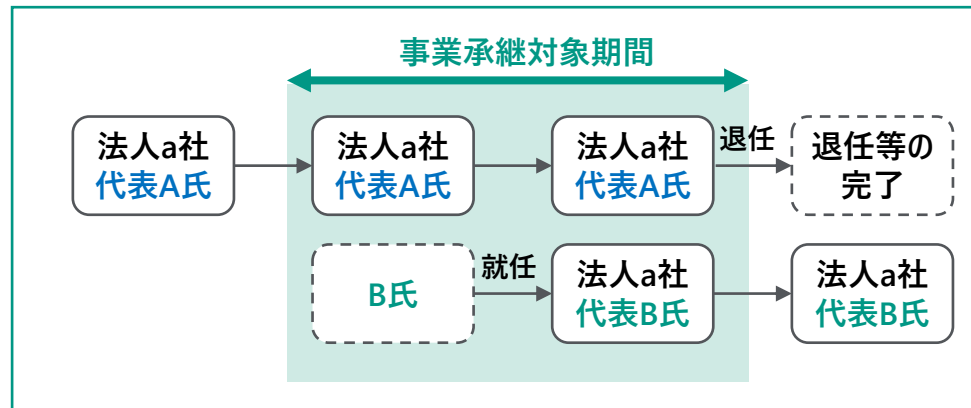
補助対象となる事業承継の要件（2/4）

事業承継対象期間に新代表者の就任及び前代表の退任が行われることが申請の条件となります

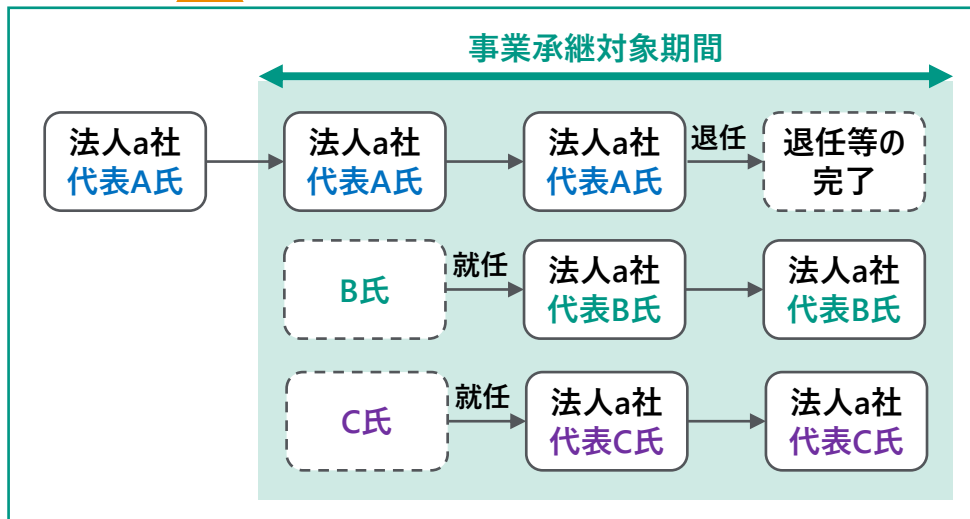
Case1 ○



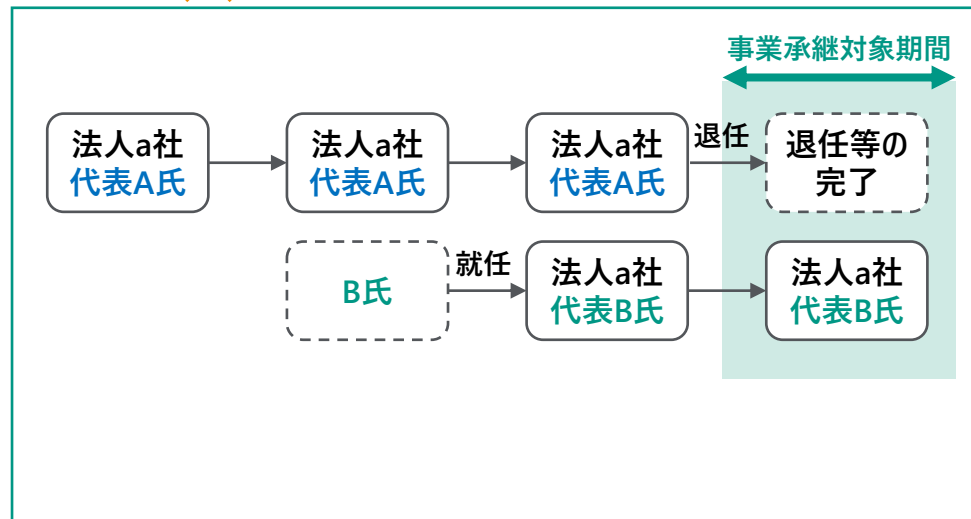
Case3 ✕



Case2 △ ※可能性がある場合は申請前にご相談ください



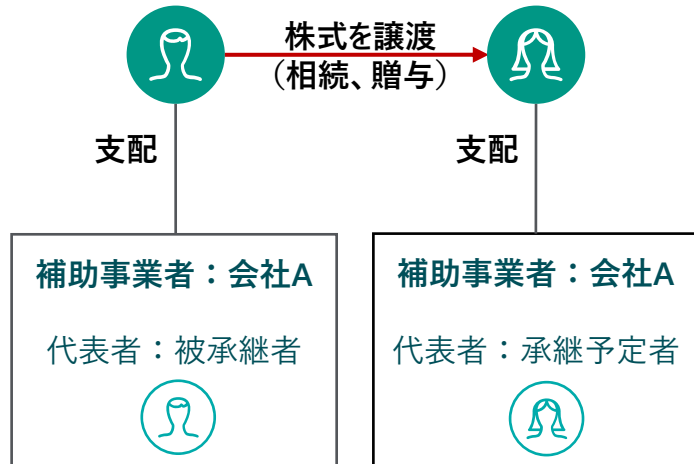
Case4 ✕



補助対象となる事業承継の要件（3/4）

承継予定者個人ではなく、承継予定者の有する法人が所有する場合は、12次公募は対象外となります
(13次公募では対象とする方向にて各所調整中)

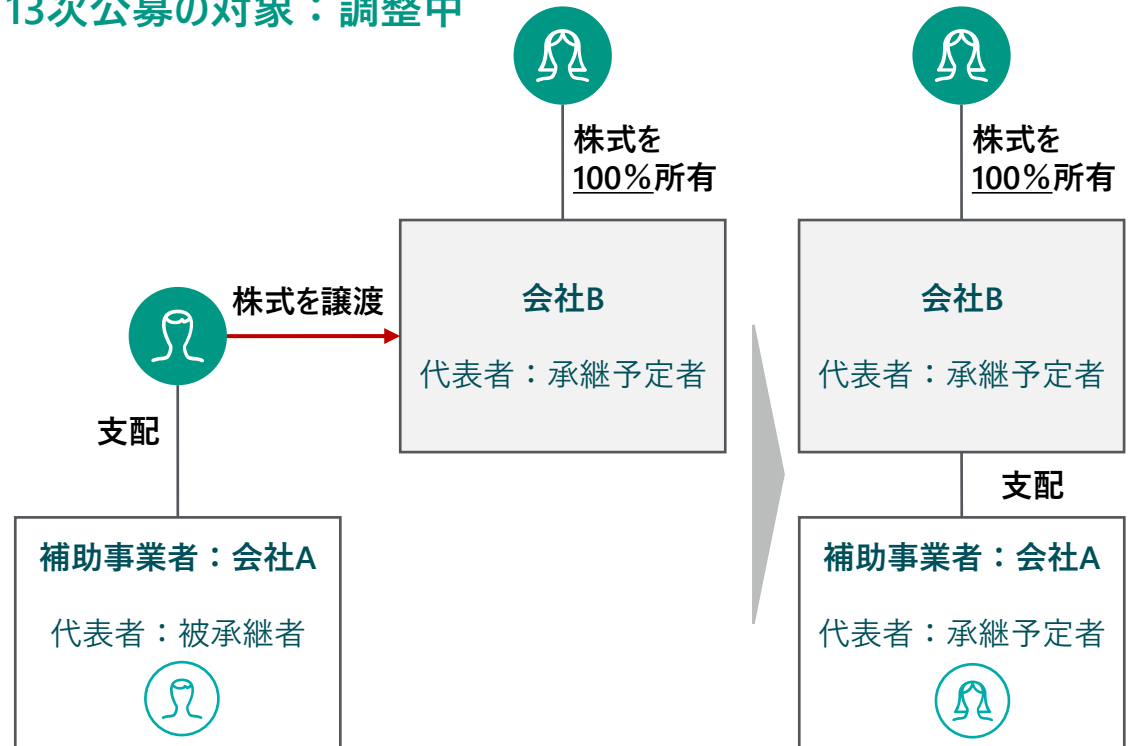
12次公募の対象：○



▶ 所有と経営の交代が完了

12次公募の対象：×

13次公募の対象：調整中



▶ 経営の交代が完了
▶ 所有（間接）が完了

補助対象となる事業承継の要件（4/4）

実質的な事業承継が行われたとみなされない場合は、補助事業の対象外となります

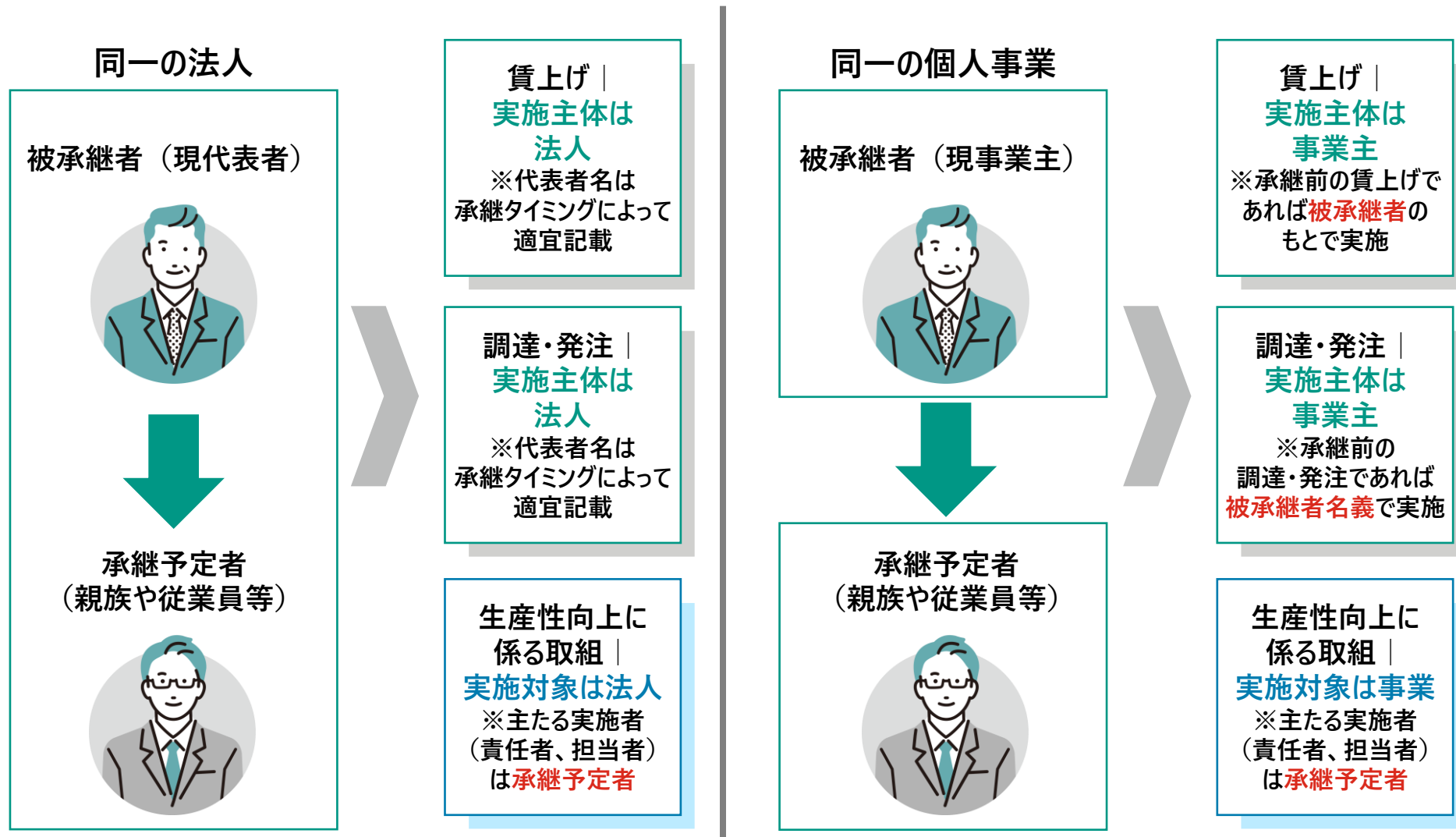
【本補助金において、実質的な事業承継が行われたとみなされない例】

※以下に該当する事業承継が実施された場合、本補助金においては原則補助対象外とみなすので注意すること。

- ・ 経営権と所有権（株式、持分等）のいずれもの移転を伴わない代表者交代
- ・ グループ内の事業再編
- ・ 物品・不動産等のみを保有する事業の承継
- ・ フランチャイズ契約、又は実質的にはフランチャイズ契約であるとみなされる場合
- ・ 従業員等へののれん分け、又は実質的にのれん分けとみなされる場合
- ・ 休眠会社や、事業の実態がない状態の会社における代表者交代等
- ・ 設立間もない法人における代表者交代又は開業直後の事業主からの事業譲渡等において、その正当性が確認できない場合
- ・ 合同会社の社員間における代表社員交代において、事業を承継するための経営者交代とみなされない場合
- ・ 上記各事例の他、事業承継が行われたことを客観的に確認できない場合

補助事業の実施主体について

補助事業の実施主体においては、法人と個人事業主につき、以下をご参照ください



補助上限額、補助率等

事業承継促進枠

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	
				上乗せ額 (廃業費)
事業承継促進枠	補助対象経費の 2/3以内 又は1/2以内 (注1) (注2)	100万円	800万円又は 1,000万円以内 (注3)	+150万円以内

- (注1) 中小企業基本法上の小規模事業者の場合は補助率2/3以内、その他の中小企業者等は補助率1/2以内とする。
- (注2) 補助額の内800万円を超え1,000万円以下の部分の補助率は一律1/2以内となる。
- (注3) 補助事業期間において一定の賃上げを実施した場合においては、補助上限額を1,000万円以内とする。
なお、補助額の内800万円を超え1,000万円以下の部分の補助率は1/2以内となる。

※上表は補助率や補助額の概略である。詳細および注意事項については、必ず公募要領を確認すること

補助上限額、補助率等

条件の充足による補助率及び補助上限額の変更等については以下のとおりです

区分	【条件①】 補助事業の計画	【条件②】 補助対象者	【条件③】 賃上げ要件	補助上限額	【条件④】 補助額	補助率
事業費	補助事業計画が、 生産性向上 （付加価値額 or 付加価値額 ／人の伸び率が 3%以上）を充足	小規模企業者 に該当	賃上げを実施 する	1,000万円	800万円超～ 1,000万円 相当部分	1/2以内
					～800万円 相当部分	2/3以内
			賃上げを実施 しない	800万円	-	2/3以内
		上記に該当なし	賃上げを実施 する	1,000万円	800万円超～ 1,000万円 相当部分	1/2以内
					～800万円 相当部分	1/2以内
			賃上げを実施 しない	800万円	-	1/2以内
廃業費 (併用時)		-	-	150万円	-	事業費に従う (1/2又は2/3 以内)

対象経費区分

経費名	概要
Ⅰ. 事業費	
設備費	国内の店舗・事務所の工事、国内で使用する機械器具等調達費用 品目1件に対し20万円以上（税抜き）の設備のみが申請可能
産業財産権等関連経費	補助対象事業実施における特許権等取得に要する弁理士費用
謝金	補助対象事業実施のために謝金として依頼した専門家等に支払う経費
旅費	販路開拓等を目的とした国内外出張に係る交通費、宿泊費
外注費	業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費
委託費	業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費
Ⅱ. 廃業費	
廃業支援費	廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士等に支払う作成経費
在庫処分費	既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費
解体費	既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費
原状回復費	借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用
リースの解約費	リースの解約に伴う解約金・違約金
移転・移設費	効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

対象となる経費 / 対象とならない経費

- ① 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費
- ③ 補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって、金額・支払い等が確認できる経費

【対象とならない経費の一部】

- ・ Web サイトの新規制作・更新等に係る費用、ソフトウェアやシステム開発に係る費用
- ・ 広告に係る費用（媒体は問わない。インターネット広告も対象外）
- ・ 家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費、家庭用及び一般事務用ライセンス費用
- ・ 売上原価、製造原価の対象となるもの
- ・ 汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用（例）パソコン（デスクトップ、モバイル共）、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの
- ・ DIY工事設備材料費
- ・ 中古品購入費
- ・ 消耗品（例）事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代、包装紙等
- ・ 宿泊施設・飲食店等で使用する調理器具（鍋・包丁等）、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン、ユニフォーム等
- ・ 道路運送車両法に規定される自動車の購入費（リース・レンタルは、対象）、自動車等車両の修理費・車検費用
- ・ 海外の店舗・事務所の新築工事、増築工事、改築工事、外構工事、外装工事・内装工事費用
- ・ 海外で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用

※詳細および注意事項については、必ず公募要領を確認すること

お問い合わせ先

特設Webサイト

事業承継・M&A補助金（12次公募）

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/r6h/>



連絡先

事業承継・M&A補助金
事務局（12次公募）

< 専門家活用／廃業・再チャレンジ >

☎ [050-3145-3812](tel:050-3145-3812)

< 事業承継促進 >

☎ [050-3192-6274](tel:050-3192-6274)

< PMI推進 >

☎ [050-3192-6228](tel:050-3192-6228)

お問い合わせ受付時間

10：00～12：00、13：00～17：00
（土・日・祝日を除く）